

全国交流レガッタ



しんとみ
広報

お知らせ版 No. 1

平成29年10月10日発行（次号10月25日）

編集：まちおこし政策課

（担当：松尾 健太郎 ☎33-6012）

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

第26回全国市町村交流レガッタが9月23日と24日の2日間にわたり秋田県で開催され、町大会を勝ち抜いた2チーム「ファイヤーマン」と「ポインター」が出場しました。惜しくも優勝は逃しましたが、全国大会という大舞台上、両チームとも素晴らしいレースをみせてくれました！

町花「ルピナス」の種まき、「クリーンアップ宮崎」実施のお知らせ

環境美化運動「クリーンアップ宮崎」としてごみ拾い活動と、町花「ルピナス」の種まきを併せて実施します。町民のみなさまの参加をお待ちしております。

○日時：10月28日（土）午前8時から（1時間半程度） ※午前7時45分より受付開始

○集合場所：富田浜公園（小雨決行）

○持参いただくもの：軍手、前かきなど

※ごみ袋はこちらで準備します。また、中止の場合は当日の朝の防災無線でお知らせいたします。

問合せ：まちおこし政策課（担当）湯浅翔太^{ゆあさしやうた}☎33-6029 環境水道課（担当）大西広伸^{おにしひろのぶ}☎33-6072

第65回精神保健福祉普及運動について

平成29年10月16日（月）～10月22日（日）は第65回精神保健福祉普及運動期間となっています。本町では多くの方が精神保健及び精神障がい者の福祉に関する理解を深めるとともに、精神障がい者の早期治療やその社会復帰と社会参加の促進を行っております。治療に関することや福祉サービスに関して不明な点や相談がある時は担当へお問い合わせください。

治療をはじめとする精神保健に関すること…いきいき健康課（担当）押川美香^{おしかわみか}☎33-6059

福祉サービスに関すること…福祉課（担当）柳田聖人^{やなぎたきよと}☎33-6382

10月は土地月間です ～土地売買届は必ず提出しましょう～

国土利用計画法では、一定面積以上の土地売買などを行った場合、権利取得者は契約日から起算して2週間以内に、土地の所在する市町村長を経由して、県知事に土地売買届を提出することが義務づけられています。（山林なども届出対象になります。）

土地の有効利用実現のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○届出が必要な土地の面積：①都市計画区域 5,000 m²以上 ②都市計画区域外 10,000 m²以上

問合せ：都市建設課（担当）永野浩規^{ながのひろき}☎33-6017

ハロウィンジャンボ宝くじ発売！！

オータムジャンボから衣替え！ハロウィンジャンボは、1等・前後賞合わせて5億円！

1等	3億円	×	10本	(発売総額300億円・10ユニットの場合)
前後賞各	1億円	×	20本	(発売総額300億円・10ユニットの場合)
2等	1000万円	×	20本	(発売総額300億円・10ユニットの場合)

たくさん当たる！ハロウィンジャンボミニも発売！

1等	3000万円	×	40本	(発売総額120億円・4ユニットの場合)
前後賞各	1000万円	×	80本	(発売総額120億円・4ユニットの場合)
2等	50万円	×	400本	(発売総額120億円・4ユニットの場合)

○販売期間 平成29年10月11日(水)から10月31日(火)まで

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

問合せ：宮崎県市町村振興協会 ☎0985-31-9590

10月は「浄化槽適正管理推進月間」

10月は、県民が浄化槽の機能や役割についての理解を深め、適正管理の推進を図ることを目的として「浄化槽適正管理推進月間」となっております。

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、次のような点に注意して使用しましょう。

- トイレを使ったら水を流し、トイレットペーパー以外の異物を流さない。
- 台所から天ぷら油・野菜くずなどを流さない。
- 浄化槽は電源を切らず、通気口や送風機の空気取入れ口はふさがない。
- マンホール上にものを置かず、蓋はいつも閉めておく。
- トイレの掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



※合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を管理する全ての方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。

問合せ：環境水道課(担当) おおにしひろのぶ大西広伸 ☎33-6072

新富町11月定例教育委員会の開催について

○日時 平成29年10月31日(火) 13時15分開会

○場所 新富町役場 3階 A会議室

◆傍聴について

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合及び議案の内容により入場を制限する場合があります。

問合せ：教育総務課

みやもとよしゆき
(担当)宮本芳幸 ☎33-6079

じんけん 人権コーナー 『いろいろな人権問題』

人権問題には、同和問題をはじめ子供、女性、高齢者の人権や障がいのある人の人権などいろいろな問題があります。それらの問題は、「自分が差別や偏見などを受けることになるかもしれない」「自分が差別や偏見をしてしまうかもしれない」「自分の身近な人が差別や偏見を受けているかもしれない」という問題です。人権問題は自分や、自分の身近な人の問題です。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え差別のない平和な社会をつくりましょう。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課(担当) いのしたよしひと井下喜仁 ☎33-6002

農業用廃プラスチック収集

区分	<廃ポリフィルム・廃資材>	<廃ビニール>
収集日	10月26日(木)	10月27日(金)
時間	8時30分～12時、13時～15時	
回収場所	児湯農協新富茶工場(十文字)	
料金(税込)	27円/kg	6.7392円/kg
徴収方法	○現金徴収 ○デポジット制度利用者は前払いしてある金額の範囲内は無料です。排出する種類に関係なく使用できます。但し、超過した重量分は現金徴収となります。	
持込方法	マルチ・ポリはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束してください。小物類は透明袋に入れ、バラバラにならないように搬入してください。消毒タンク、塩ビパイプ等規格の大きなものは、運びやすい大きさに切って搬入してください。(塩ビパイプは1m程度)	ビニールはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束してください。黒紐は必ず抜いてください。(白紐は可)
	透明袋は廃プラ収集時に配布します。農業振興課・農協資材課でも常時、配布します。	
注意事項	廃プラIDカードをお持ちの方は、必ず持参してください	

- ☆ 廃プラの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。適正な処理をお願いします。
- ☆ 次回の収集は12月14日(木)、15日(金)を予定しています。
- ☆ 収集品目については農業振興課までお問い合わせください。
- ☆ 茶工場周辺の十文字の交差点は、いずれの進入路も一旦停止する必要があります。ご注意ください。

問合せ：農業振興課
かいしんご
(担当)甲斐信吾 ☎33-6034

農業者年金加入のご案内

○農業者年金は、農業者のための年金制度です

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。

農業に従事される方は、下記の条件を満たせば誰でも加入できます

- ①国民年金の第一号被保険者(保険料納付免除者を除く)であること
- ②年間60日以上農業に従事すること
- ③60歳未満の方

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。

終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者、認定新規就農者で青色申告しているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。 ※ただし、補助を受けるには要件があります。



問合せ：農業委員会(担当)かいみやもと
甲斐・宮本 ☎33-6043

よりよい未来のために、あなたの一票を。

第48回衆議院議員総選挙及び 第24回最高裁判所裁判官国民審査

10/22(日)

投票時間
7:00~18:00

◆投票のできる人

(投票するには、住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。)

【選挙人名簿登録資格】

- (1)平成11年10月23日以前に生まれた人
- (2)平成29年7月9日までに新富町に転入届を提出し、引き続き住んでいる人
※投票は、選挙管理委員会から送付される投票所入場券を持参して、投票所で行います。投票所の場所は入場券等でご確認ください。
※入場券がない場合でも、本人確認をした上で投票できます。

◆投票方法

(衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなり、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われ、それぞれに投票します。)

- (1)小選挙区選挙:投票用紙に1人の候補者の氏名を書いて投票します。
- (2)比例代表選挙:投票用紙に1つの衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を書いて投票します。
- (3)最高裁判所裁判官国民審査:投票用紙に辞めさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×印を、なければ何も書かずに投票します。

◆最近新富町へ転入された方へ

平成29年7月10日以降に新富町に転入した人は、新富町の選挙人名簿に登録されていませんので、次の方法で投票することになります。

(1)旧住所地での投票

投票日当日に、旧住所地の投票所に出向き、投票することができます。また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に出向き、投票することができます。

(2)新住所地(新富町)での投票 (旧住所地に行けない場合)

新富町で不在者投票をすることができます。

事前に旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。その後、旧住所地の市町村選挙管理委員会より交付された投票用紙などを持参して、新富町の不在者投票所に出向き、投票を行います。

投票日当日の
都合が悪い方



期日前投票が
あります!

○期日前投票所・不在者投票所

新富町福祉学習等供用施設 (旧新富町中央公民館)

○期日前・不在者投票期間

10月11日(水)～10月21日(土)

○期日前・不在者投票時間

午前8時30分～午後8時



問合せ:選挙管理委員会(担当) 関屋博之 ☎33-6002